

黒松内町 平成30年度 太陽光発電システム 導入補助金のご案内



黒松内町では、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的に、町内の自ら居住する住宅に発電システムの設置に対してその経費の一部を補助します。
(導入を検討されている方はご相談ください。)

補助の対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 自ら居住する町内の自家住宅(店舗等の併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置しようとする方
- (2) 発電システムを設置後5年以上使用する方
- (3) 自らも含め同一世帯に属する方全員が町税、上下水道料その他町が徴収する料金等に滞納していない方
- (4) 黒松内町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団に該当しない方

補助の対象となる設備

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線で関係のもの等
- (2) 太陽光発電システムで10KW未満のもの
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結するもの
- (4) 未使用品であるもの

補助の対象となる経費

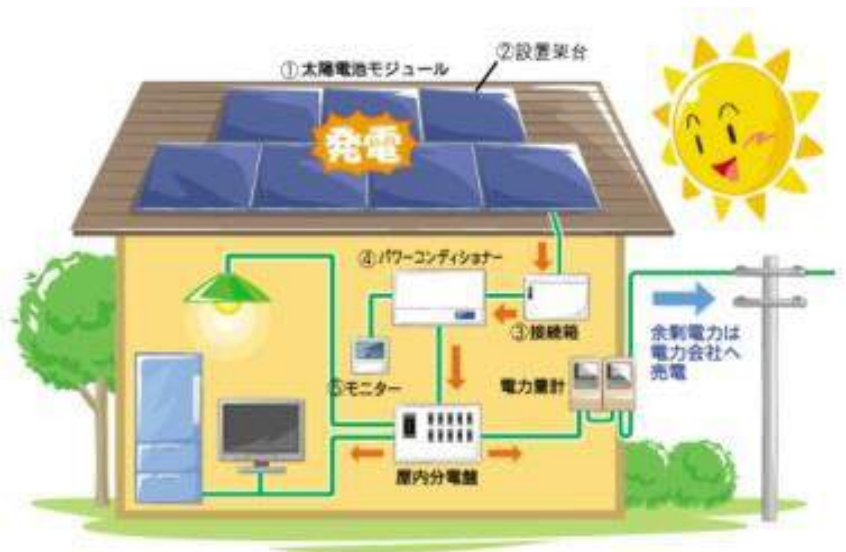
- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) 接続箱
- (4) 直流・交流側開閉器
- (5) インバータ・保護装置
- (6) 電力計
- (7) 必要な配線、器具の購入・据付費
- (8) 設置工事に要する費用

補助金額

- (1) 補助対象経費の10分の2以内
- (2) 上限額は、50万円

申請方法

- (1) 申請書に必要書類を添付し、役場 企画環境課に持参いただくか、郵送でご提出ください。
- (2) 審査後、交付決定通知書を送付します。
- (3) 申請書等の様式については、企画環境課で配布します。
- (4) 申請者以外の方(業者等)が手続きを代行することも可能です。
- (5) 設置工事着手前に、交付申請することを原則とします。
- (6) 交付決定の通知を受けた日から60日以内に工事を着工しなかったときは、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意ください。

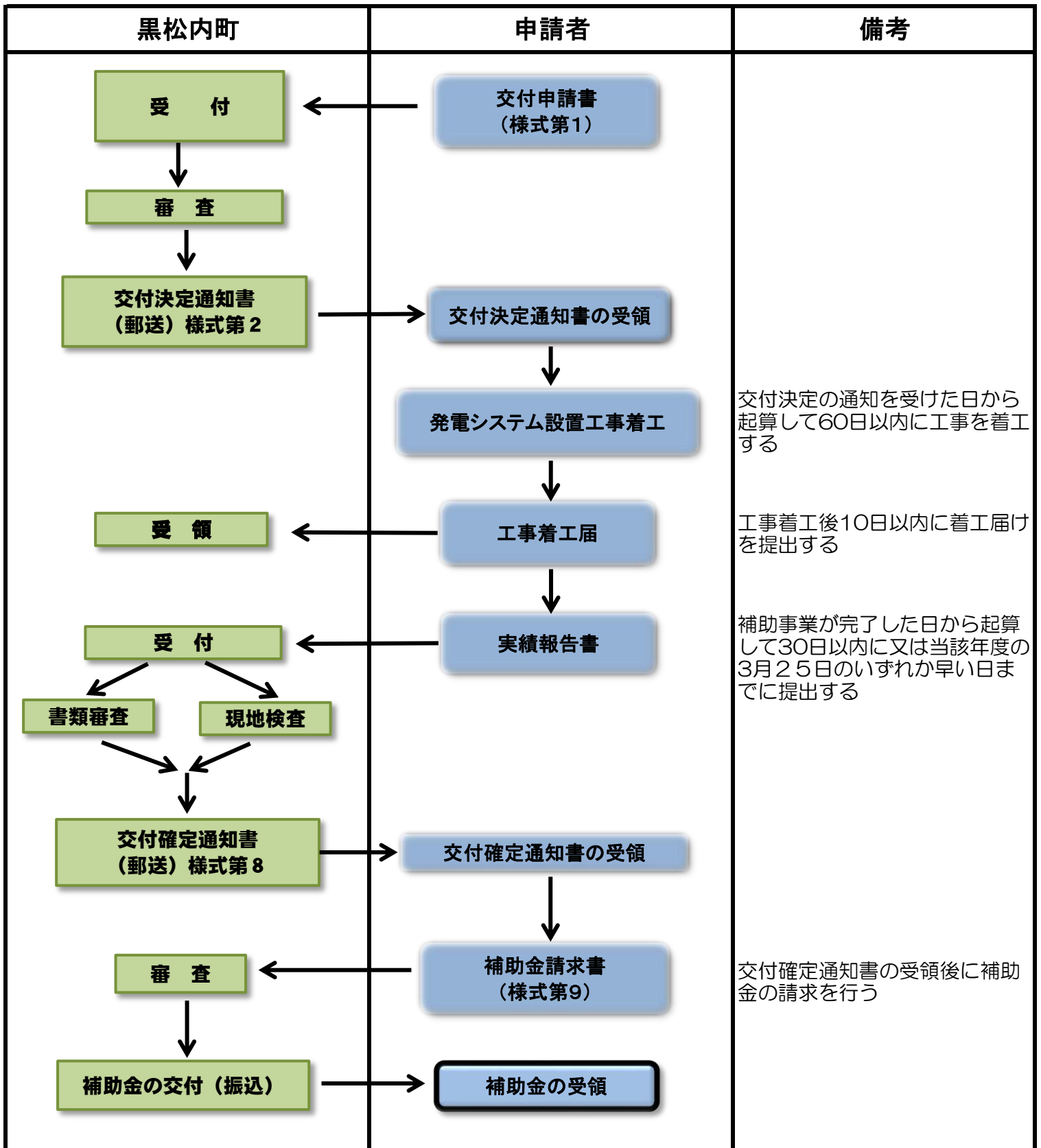


【問合せ先】黒松内町役場 企画環境課 (担当: 巳扇)

〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 7 2 - 3 3 7 6 FAX 7 2 - 3 3 1 6

《手続きの流れ》



【注：高さ4mを超える太陽光発電システムを設置する場合は、景観法に基づく届出が必要となります。】